

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月13日

【四半期会計期間】 第1期第3四半期(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

【会社名】 株式会社三越伊勢丹ホールディングス

【英訳名】 Isetan Mitsukoshi Holdings Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 兼 最高経営責任者  
武藤 信一

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座四丁目6番16号

【電話番号】 03(5843)5115

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部業務部長  
中村 正秀

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿五丁目16番10号

【電話番号】 03(5843)5115

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部業務部長  
中村 正秀

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次		第1期 第3四半期連結累計期間	第1期 第3四半期連結会計期間
会計期間		自平成20年4月1日 至平成20年12月31日	自平成20年10月1日 至平成20年12月31日
売上高	(百万円)	1,101,692	396,255
経常利益	(百万円)	31,062	11,826
四半期純利益	(百万円)	15,752	3,554
純資産額	(百万円)	-	510,522
総資産額	(百万円)	-	1,424,580
1株当たり純資産額	(円)	-	1,276.20
1株当たり四半期純利益	(円)	40.62	9.17
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	(円)	40.61	9.16
自己資本比率	(%)	-	34.7
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	28,010	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	25,909	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	1,837	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	(百万円)	-	43,069
従業員数	(人)	-	17,838

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社は平成20年4月1日に株式移転により共同持株会社として設立されたため、当連結会計年度が第1期となります。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	17,838 (13,745)
---------	-----------------

(注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

2 臨時雇用者数は( )内に期中平均人員を外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	144
---------	-----

(注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績及び受注実績

当社及び当社の関係会社においては、その他事業の一部に実績がありますが、当社グループ全体の事業活動に占める比重が極めて低いため、記載を省略しております。

#### (2) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)
百貨店業	368,282
クレジット・金融業	2,727
小売・専門店業	14,280
その他事業	10,965
合計	396,255

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

特記すべき事項はありません。

### 3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日～平成20年12月31日)におけるわが国経済を取り巻く環境は、企業収益の落ち込みや、雇用情勢の悪化など、明るい材料は見られず、大幅に後退しております。

百貨店業界におきましては、同業・他業態との競争激化に加え、消費マインドの冷え込みから、全国百貨店売上高の前年割れが10ヶ月間続いております。特に第3四半期の3ヶ月間については、急激な景気後退の影響を受け、前年に対し6%以上連続して割り込みました。

このような状況の下、当社グループは「常に上質であたらしいライフスタイルを創造し、お客さまの生活の中のおさまさまシーンでお役に立つことを通じて、お客さま一人ひとりにとっての生涯にわたるマイデパートメントストアとなり、高収益で成長し続ける世界随一の小売サービス業グループ」の実現に向けた取組みを行ってまいりました。

以上の取組みにより、当第3四半期連結会計期間の連結業績は、売上高が396,255百万円、営業利益は8,784百万円、経常利益は11,826百万円、四半期純利益は3,554百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

#### 百貨店業

中核の百貨店業におきましては、平成20年4月の統合記念祭、6月の東京メトロ副都心線開通、9月の伊勢丹新宿本店婦人リモデルに引き続き、11月に三越仙台店増床を実施し、新しい顧客の開拓に踏み出しておりますが、厳しい経済状況の下、全体の底上げまでには至らず、各店舗で前年より減収とな

りました。

なお、店舗事業の選択と集中の一環として、三越の池袋店、鹿児島店、武蔵村山店（東京都武蔵村山市）、名取店（宮城県名取市）および小型店舗（鎌倉、盛岡）各店の営業終了および池袋店の固定資産譲渡を平成20年9月に決定しております。

売上高は368,526百万円、営業利益は8,506百万円となりました。

#### クレジット・金融業

クレジット・金融業におきましては、平成20年11月に発行いたしました「VISA付新アイカード」の取扱高が増加したものの、カードシステム投資等の費用が発生したため、増収減益となっております。売上高は4,257百万円、営業利益は103百万円となりました。

#### 小売・専門店業

小売・専門店業におきましては、(株)クイーンズ伊勢丹が平成20年3月の砧店（東京都世田谷区）、4月の東陽町店（東京都江東区）に引き続き、11月に大宮店（埼玉県さいたま市）をオープンし、増収となりましたが、新規開店に伴う経費負担増により減益となりました。

売上高は17,052百万円、営業損失は24百万円となりました。

#### その他事業

その他事業におきましては、不動産管理業を行う(株)三越不動産など25社で構成されております。

売上高は42,565百万円、営業利益は515百万円となりました。

### (2) 財政状態の分析

#### 資産

当第3四半期連結会計期間末の総資産は1,424,580百万円となりました。うち流動資産は313,469百万円、固定資産は1,111,111百万円であります。

流動資産の主な内容といたしましては、現金及び預金48,914百万円、受取手形及び売掛金130,551百万円、商品74,673百万円であります。

固定資産の主な内容といたしましては、有形固定資産792,434百万円、無形固定資産74,360百万円、投資その他の資産244,315百万円であります。

#### 負債

当第3四半期連結会計期間末における負債合計は914,057百万円となり、流動負債は568,253百万円、固定負債は345,804百万円となりました。

流動負債の主な内容といたしましては、支払手形及び買掛金143,088百万円、短期借入金204,526百万円であります。

固定負債の主な内容といたしましては、長期借入金18,100百万円、繰延税金負債194,987百万円、退職給付引当金64,400百万円、負ののれん56,246百万円であります。

#### 純資産

当第3四半期連結会計期間末における純資産は510,522百万円となりました。

### (3) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローにつきましては、営業キャッシュ・フローは23,181百万円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは10,777百万円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、10,251百万円の支出となりました。この結果、当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、43,069百万円となりました。

### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

重要な変更はございません。

(5) 研究開発活動

特に記載する事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

提出会社

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

国内子会社

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,500,000,000
計	1,500,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	387,859,022	387,859,022	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株で あります。
計	387,859,022	387,859,022	-	-

(注) 「提出日現在発行数」には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

株式会社三越及び株式会社伊勢丹が発行した新株予約権は、平成20年4月1日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付しました。当社が交付した新株予約権の内容は以下のとおりです。

## 株式会社三越伊勢丹ホールディングス第1回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	3,145 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	314,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,162 2
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成24年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,162 資本組入額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役が付与された伊勢丹第1回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任する場合若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。 新株予約権者が株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第1回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することができない。ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第1回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p>

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。</p>

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>

## 株式会社三越伊勢丹ホールディングス第2回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,019 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	101,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり891 2
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成22年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 891 資本組入額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	<p>伊勢丹の取締役が付与された伊勢丹第2回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任する場合若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合は、当該地位喪失日)から2年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人が新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>伊勢丹の執行役員が付与された伊勢丹第2回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。</p>

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第2回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。</p>

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。</li> <li>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</li> <li>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</li> <li>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。</li> <li>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</li> <li>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</li> <li>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</li> </ol>

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

## 株式会社三越伊勢丹ホールディングス第3回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	3,500 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	350,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,378 2
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成23年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,378 資本組入額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	<p>伊勢丹の取締役が付与された伊勢丹第3回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任する場合若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第3回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。</p>

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することができない。ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第3回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。</p>

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。</li> <li>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</li> <li>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</li> <li>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。</li> <li>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</li> <li>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</li> <li>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</li> </ol>

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

## 株式会社三越伊勢丹ホールディングス第4回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	5,770 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	577,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,560 2
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成24年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,560 資本組入額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	<p>伊勢丹の取締役が付与された伊勢丹第4回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任する場合若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>伊勢丹の執行役員が付与された伊勢丹第4回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。</p>

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することができない。ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第4回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合は、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。</p>

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。</li> <li>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</li> <li>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</li> <li>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。</li> <li>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</li> <li>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</li> <li>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</li> </ol>

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。 (9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

- 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。  
 なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

- 2 当社が当社の普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額の調整を行うものとする。

$$\text{調整後の行使価額} = \text{調整前の行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(1円未満の端数は切り上げ)

また、当社が時価を下回る行使価額で当社の普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものとする(新株予約権及び平成13年以前に当社取締役及び使用人に付与された新株引受権の権利行使の場合を除く。)

$$\text{調整後の行使価額} = \text{調整前の行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{新規発行の1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(1円未満の端数は切り上げ)

## 株式会社三越伊勢丹ホールディングス第5回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	6,316 3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	631,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,829 4
新株予約権の行使期間	平成20年8月9日から平成25年8月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,330 資本組入額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	<p>伊勢丹の取締役が付与された伊勢丹第5回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 取締役の地位を平成19年3月31日までに、自己の都合により喪失した場合。</li> <li>(2) 取締役の地位を平成19年3月31日までに、死亡により喪失した場合。</li> <li>(3) 前2号に定めるほか、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失したとき又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任するとき若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任するときは、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。</li> <li>(4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。</li> <li>(5) 行使期間が経過した場合。</li> <li>(6) 新株予約権を付与された取締役が死亡したときは、死亡の日より6ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を1人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第5回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された取締役が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第5回新株予約権を相続により承継した者である場合には、取締役であった被相続人が死亡した日)から2年以内に行使しない場合。</li> <li>(7) 以下に定める事由が生じた場合。 <ul style="list-style-type: none"> <li>会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合。</li> <li>当社又は伊勢丹の取締役を解任された場合。</li> <li>当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。</li> <li>新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。</li> <li>その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。</li> <li>著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。</li> </ul> </li> </ol>

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第5回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 執行役員の地位を平成19年3月31日までに、自己の都合により喪失した場合。</li> <li>(2) 執行役員の地位を平成19年3月31日までに、死亡により喪失した場合。</li> <li>(3) 前2号に定めるほか、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失して(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日から)2年が経過した場合、ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、その場合は、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。</li> <li>(4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。</li> <li>(5) 行使期間が経過した場合。</li> <li>(6) 新株予約権を付与された執行役員が死亡したときは、死亡の日より6ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を1人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第5回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された執行役員が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第5回新株予約権を相続により承継した者である場合には、執行役員であった被相続人が死亡した日)から2年以内に行使しない場合。</li> <li>(7) 以下に定める事由が生じた場合。 <ul style="list-style-type: none"> <li>当社又は伊勢丹の執行役員規程に定める執行役員の欠格事由に該当した場合。</li> <li>当社又は伊勢丹の執行役員規程に基づき執行役員を解任された場合。</li> <li>当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。</li> <li>新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。</li> <li>その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。</li> <li>著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。</li> </ul> </li> </ol> <p>伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第5回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したものとみなされる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 従業員の地位を平成19年3月31日までに、自己の都合により喪失した場合。</li> <li>(2) 従業員の地位を平成19年3月31日までに、死亡により喪失した場合。</li> </ol>

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>(3) 前2号に定めるほか、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失し、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合はこの限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。</p> <p>(4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。</p> <p>(5) 行使期間が経過した場合。</p> <p>(6) 新株予約権を付与された従業員が死亡したときは、死亡の日より6ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を1人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第5回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された従業員が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第5回新株予約権を相続により承継した者である場合には、従業員であった被相続人が死亡した日)から2年以内に行使しない場合。</p> <p>(7) 以下に定める事由が生じた場合。          当社又は伊勢丹の労働協約の規定又は表彰・懲戒規程に基づき解雇された場合。          当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。          新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。          その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。          著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数          残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。</p>

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。</p> <p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>

## 株式会社三越伊勢丹ホールディングス第6回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	7,510 3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	751,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,952 4
新株予約権の行使期間	平成21年8月8日から平成26年8月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,391 資本組入額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	<p>伊勢丹の取締役が付与された伊勢丹第6回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 取締役の地位を平成20年3月31日までに、自己の都合により喪失した場合。</li> <li>(2) 取締役の地位を平成20年3月31日までに、死亡により喪失した場合。</li> <li>(3) 前2号に定めるほか、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失したとき又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任するとき若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任するときは、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。</li> <li>(4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。</li> <li>(5) 行使期間が経過した場合。</li> <li>(6) 新株予約権を付与された取締役が死亡したときは、死亡の日より6ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を1人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第6回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された取締役が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第6回新株予約権を相続により承継した者である場合には、取締役であった被相続人が死亡した日)から2年以内に行使しない場合。</li> <li>(7) 以下に定める事由が生じた場合。 <ul style="list-style-type: none"> <li>会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合。</li> <li>当社又は伊勢丹の取締役を解任された場合。</li> <li>当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。</li> <li>新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。</li> <li>その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。</li> <li>著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。</li> </ul> </li> </ol>

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第6回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 執行役員の地位を平成20年3月31日までに、自己の都合により喪失した場合。</li> <li>(2) 執行役員の地位を平成20年3月31日までに、死亡により喪失した場合。</li> <li>(3) 前2号に定めるほか、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失して(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日から)2年が経過した場合、ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、その場合は、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。</li> <li>(4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。</li> <li>(5) 行使期間が経過した場合。</li> <li>(6) 新株予約権を付与された執行役員が死亡したときは、死亡の日より6ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を1人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第6回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された執行役員が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第6回新株予約権を相続により承継した者である場合には、執行役員であった被相続人が死亡した日)から2年以内に行使しない場合。</li> <li>(7) 以下に定める事由が生じた場合。 <ul style="list-style-type: none"> <li>当社又は伊勢丹の執行役員規程に定める執行役員の欠格事由に該当した場合。</li> <li>当社又は伊勢丹の執行役員規程に基づき執行役員を解任された場合。</li> <li>当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。</li> <li>新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。</li> <li>その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。</li> <li>著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。</li> </ul> </li> </ol> <p>伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第6回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したものとみなされる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 従業員の地位を平成20年3月31日までに、自己の都合により喪失した場合。</li> <li>(2) 従業員の地位を平成20年3月31日までに、死亡により喪失した場合。</li> </ol>

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>(3) 前2号に定めるほか、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失し、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合はこの限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。</p> <p>(4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。</p> <p>(5) 行使期間が経過した場合。</p> <p>(6) 新株予約権を付与された従業員が死亡したときは、死亡の日より6ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を1人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第6回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された従業員が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第6回新株予約権を相続により承継した者である場合には、従業員であった被相続人が死亡した日)から2年以内に行使しない場合。</p> <p>(7) 以下に定める事由が生じた場合。          当社又は伊勢丹の労働協約の規定又は表彰・懲戒規程に基づき解雇された場合。          当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。          新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。          その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。          著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数          残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。</p>

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。</p> <p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>

- 3 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。  
 なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 また、前記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘定の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 4 当社が当社の普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社の普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{新規発行の1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行の1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとする。また、前記算式中の各用語の定義その他調整に必要な事項については、当社代表取締役が定めるところによる。さらに、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

## 株式会社三越伊勢丹ホールディングス第7回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	37 5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	37,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,157 6
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成22年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,157 資本組入額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第7回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合は、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。当社若しくは伊勢丹の取締役の地位を喪失後、引き続き当社若しくは伊勢丹の執行役員として当社若しくは伊勢丹との委任契約を締結する場合、又は当社若しくは伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社若しくは伊勢丹の執行役員に就任後、再び当社若しくは伊勢丹の取締役として当社若しくは伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社若しくは伊勢丹の取締役若しくは執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第7回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第7回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。</li> <li>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</li> <li>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</li> <li>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。</li> <li>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</li> <li>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</li> <li>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</li> <li>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。</li> <li>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</li> </ol>

## 株式会社三越伊勢丹ホールディングス第8回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	282 5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	282,000 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,359
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成23年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,359 資本組入額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	<p>伊勢丹の取締役が付与された伊勢丹新株引受権を有する者に付与された株式会社伊勢丹第8回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合は、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>伊勢丹の執行役員が付与された伊勢丹新株引受権を有する者に付与された株式会社伊勢丹第8回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p>

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹新株引受権を有する者に付与された株式会社伊勢丹第8回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

	第 3 四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。</li> <li>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</li> <li>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</li> <li>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。</li> <li>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</li> <li>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</li> <li>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</li> <li>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。</li> <li>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</li> </ol>

5 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1,000株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、前記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 6 当社が当社の普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社の普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{新規発行の1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、前記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行の1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとする。また、前記算式中の各用語の定義その他調整に必要な事項については、当社代表取締役が定めるところによる。

さらに、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

## 株式会社三越伊勢丹ホールディングス第9回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	76 7
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,840
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成26年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,174 資本組入額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に相続される。但し、相続人は、遺産分割により新株予約権全部を承継する者をその相続人のうちの1人(以下「承継者」という。)に限定するものとし、承継者は当社の別途定める条件に従う場合に限って、承継した新株予約権を行使することができるものとする。なお、新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅する。 また、承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されないものとする。 (3) 平成17年6月1日より前に株式会社三越の取締役、執行役員又は監査役(以下、総称して「役員」という。)を任期満了により退任した者は、定年退職その他正当な理由のある場合に限り、当該役員の地位を喪失した日から5年間を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。但し、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した後の再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>

## 株式会社三越伊勢丹ホールディングス第10回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	98 7
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33,320
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成27年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,170 資本組入額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に相続される。但し、相続人は、遺産分割により新株予約権全部を承継する者をその相続人のうちの1人(以下「承継者」という。)に限定するものとし、承継者は当社の別途定める条件に従う場合に限って、承継した新株予約権を行使することができるものとする。なお、新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅する。 また、承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されないものとする。 (3) 平成18年6月1日より前に株式会社三越の取締役、執行役員又は監査役(以下、総称して「役員」という。)を任期満了により退任した者は、定年退職その他正当な理由のある場合に限り、当該役員の地位を喪失した日から5年間を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。但し、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」準じて決定する。

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した後の再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使条件」に準じて決定する。</p>

## 株式会社三越伊勢丹ホールディングス第11回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	54 7
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,360
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成28年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,165 資本組入額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役、執行役員および監査役の地位を有する時は新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者が平成27年5月31日まで当社又は当社の子会社の取締役、執行役員および監査役の地位を喪失せず新株予約権を行使することができない場合には、平成27年6月1日から平成28年5月31日まで新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>(3) 当社もしくは当社の子会社が消滅会社となる合併契約、当社もしくは当社の子会社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画の承認議案につき当社もしくは当社の子会社の株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から15日間新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>(4) 新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。</p> <p>(5) 相続人による新株予約権の行使</p> <p>(a) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に相続される。但し、新株予約権全部を承継する者(以下「承継者」という。)を新株予約権者の相続人のうちの1人に限定するものとし、承継者は下記(b)に掲げる書類を下記(b)に従い提出の上、当社の別途定める条件に従う場合に限る。また、承継者は、新株予約権者の配偶者、子(新株予約権者の養子を含む。)、父母又は兄弟姉妹に限る。承継者は、新株予約権を行使することができる期間内において、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から1年間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(b) 承継者は、新株予約権者の死亡後速やかに(但し、遅くとも新株予約権者が死亡した日1年間を経過する日までに)以下の各号に掲げる書類(又は法的にこれらと同等と当社が認める書類)を当社に提出しない限り、新株予約権を行使することができない。除籍謄本等(発行後3ヶ月以内のものに限る。)、承継者の印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のものに限る。)</p> <p>遺言、遺産分割協議書又はこれに類する遺産の分割を証明するのに必要な書類であって、承継者のみが新株予約権を承継したことを証する書類 承継者の氏名及び住所を証する書面 その他当社が指定する書面</p> <p>(c) 新株予約権者の相続人において、新株予約権者が死亡した日から1年間を経過する日までに遺産分割協議が整わない時は、速やかに相続人の代表者を定めてその旨当社に届け出るものとする。この場合において、遺産分割協議が整い次第、上記(b)柱書に定める1年間を経過する日までに上記(b)の各号に掲げる書類を当社に提出するものとする。</p>

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

7 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は340株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合の場合は、株式の併合がその効力を生ずる日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式の分割に係る基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、当社につき付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

## 株式会社三越伊勢丹ホールディングス第12回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	16 8
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,440
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成28年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,165 資本組入額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、執行役員および監査役の地位を有する時は新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>(2) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は以下のア)またはイ)に定める場合(ただし、イ)については、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)にはそれぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>ア) 新株予約権者が平成27年5月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成27年6月1日から平成28年5月31日</p> <p>イ) 当社もしくは当社の子会社が消滅会社となる合併契約、当社もしくは当社の子会社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画承認の議案につき当社もしくは当社の子会社の株主総会で承認された場合 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>(3) 新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。</p> <p>(4) 相続人による新株予約権の行使</p> <p>(a) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に相続される。但し、新株予約権全部を承継する者(以下「承継者」という。)を新株予約権者の相続人のうちの1人に限定するものとし、承継者は下記(c)に掲げる書類を下記(c)に従い提出の上、当社の別途定める条件に従う場合に限る。また、承継者は、新株予約権者の配偶者、子(新株予約権者の養子を含む。)、父母又は兄弟姉妹に限る。</p> <p>(b) 承継者は、新株予約権を行使することができる期間内において、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から1年間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(c) 承継者は、新株予約権者の死亡後速やかに(但し、遅くとも新株予約権者が死亡した日1年間を経過する日までに)以下の各号に掲げる書類(又は法的にこれらと同等と当社が認める書類)を当社に提出しない限り、新株予約権を行使することができない。 除籍謄本等(発行後3ヶ月以内のものに限る。) 承継者の印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のものに限る。) 遺言、遺産分割協議書又はこれに類する遺産の分割を証明するのに必要な書類であって、承継者のみが新株予約権を承継したことを証する書類 承継者の氏名及び住所を証する書面 その他当社が指定する書面</p>

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>(d) 新株予約権者の相続人において、新株予約権者が死亡した日から1年間を経過する日までに遺産分割協議が整わない時は、速やかに相続人の代表者を定めてその旨当社に届け出るものとする。この場合において、遺産分割協議が整い次第、上記(c)柱書に定める1年間を経過する日までに上記(c)の各号に掲げる書類を当社に提出するものとする。</p> <p>(5) 新株予約権者又は承継人は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、各号記載時点以降、新株予約権を行使することはできないものとする。</p> <p>(a) 当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかを解任された場合 解任された時点</p> <p>(b) 上記(a)以外の場合において、当社又は当社の子会社の取締役会が新株予約権者による新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた事由が生じた場合 当社又は当社の子会社がその旨決議した時点</p> <p>(c) 新株予約権者が死亡した場合で、以下のア)又はイ)に該当した場合</p> <p>ア) 新株予約権者に承継者がいない場合 新株予約権者が死亡した時点</p> <p>イ) 承継者が上記(4)(c)に従い(4)(c)の各号に掲げる書類のいずれかを提出しなかった場合 (4)(c)柱書に定める1年間を経過する日が経過した時点</p> <p>(d) 承継者が以下のア)又はイ)に該当した場合</p> <p>ア) 承継者が上記(4)(c)に定める期間内に新株予約権を行使しなかった場合 当該期間が満了した時点</p> <p>イ) 承継者が新株予約権の承継後でかつ権利行使する以前に死亡した場合 承継者が死亡した時点</p> <p>(e) 新株予約権者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合 審判を受けた時点</p> <p>(f) 新株予約権者が破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた場合 決定を受けた時点</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.に準じて決定する。</p>

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 上記8. に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使条件」に準じて決定する。</p>

8 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は340株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式の分割又は株式の併合の比率に応じ比例的に調整する。

調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合の場合は、株式の併合がその効力を生ずる日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式の分割に係る基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、当社が資本金の減少を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

## (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	8	387,859	5	50,006	5	12,506

(注)新株予約権の行使による増加であります。

## (5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

## (6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年9月30日現在で記載しております。

## 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 32,200 (相互保有株式) 普通株式 68,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 384,436,200	3,844,362	-
単元未満株式	普通株式 3,313,782	-	-
発行済株式総数	387,850,182	-	-
総株主の議決権	-	3,844,362	-

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が10,000株(議決権100個)含まれております。

## 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 割合(%)
(自己保有株式) 株式会社三越伊勢 丹ホールディング ス	東京都中央区銀 座四丁目6番16 号	32,200	-	32,200	0.00
(相互保有株式) 新光三越百貨股 ? 有限公司	台湾台北市信義 区松高路19号8 階	-	68,000	68,000	0.01
計	-	32,200	68,000	100,200	0.02

(注)新光三越百貨股? 有限公司の他人名義株式は、証券会社が保管するものであり、名義人名称は、Daiwa Securities SMBC Hong Kong Limited.住所は、Level26,One Pacific Place,88 Queensway,Hong Kongであります。

## 2 【株価の推移】

## 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,215	1,303	1,381	1,289	1,248	1,327	1,266	972	828
最低(円)	1,048	1,096	1,121	1,092	1,126	1,084	780	658	661

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

## 3 【役員状況】

当四半期報告書の提出日現在における当社役員の状況は次のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	就任年月日
代表取締役 会長執行役員 兼最高経営責任者		武藤 信一	昭和20年 7月20日 生	昭和43年4月 平成6年6月 平成8年2月 平成10年4月 平成11年4月 平成12年2月 平成12年6月 平成13年6月 平成16年2月 平成20年4月 平成20年5月 株式会社伊勢丹入社 同取締役店舗事業本部マーチャン ダイジング統括部婦人統括部長 同常務取締役営業本部マーチャン ダイジング統括部長 同常務取締役営業本部営業副本部 長(MD担当) 同常務取締役営業本部長兼営業本 部営業副本部長(MD担当) 同常務取締役営業本部長 同専務取締役営業本部長 同代表取締役社長執行役員兼営業 本部長 同代表取締役社長執行役員(現任) 当社代表取締役会長執行役員兼最 高経営責任者(現任) 株式会社三越取締役(現任)	注3	54	平成20年 4月1日
代表取締役 社長執行役員 兼最高執 行責任者		石塚 邦雄	昭和24年 9月11日 生	昭和47年5月 平成6年3月 平成15年2月 平成16年3月 平成17年3月 平成17年5月 平成18年2月 平成20年3月 平成20年4月 平成20年6月 株式会社三越入社 同銀座店総務部ゼネラルマネ ジャー 同執行役員業務部長 同上席執行役員経営企画部長 同常務執行役員営業企画本部長 同代表取締役社長執行役員兼営業 企画本部長 同代表取締役社長執行役員 同代表取締役社長執行役員兼百貨 店事業本部長(現任) 当社代表取締役社長執行役員兼最 高執行責任者(現任) 株式会社伊勢丹取締役(現任)	注3	23	平成20年 4月1日
取締役		二橋 千裕	昭和29年 1月26日 生	昭和51年4月 平成7年2月 平成13年2月 平成14年6月 平成16年6月 平成18年2月 平成18年6月 平成20年4月 平成20年6月 株式会社伊勢丹入社 同営業本部MD統括部婦人第一部 商品計画担当部長 同営業本部相模原店長 同執行役員営業本部MD統括部婦 人営業グループ担当部長 同常務執行役員営業本部MD統括 部長 同専務執行役員営業本部長 同取締役専務執行役員営業本部長 当社取締役(現任) 株式会社伊勢丹代表取締役専務執 行役員営業本部長(現任)	注3	22	平成20年 4月1日
取締役		天野 公平	昭和23年 9月17日 生	昭和47年5月 平成7年3月 平成16年3月 平成17年5月 平成18年5月 平成19年2月 平成19年5月 平成20年3月 平成20年4月 株式会社三越入社 同本店営業推進室担当部長 同執行役員管財部長 同取締役上席執行役員経営企画部 長 同取締役常務執行役員経営企画部 長兼関連事業本部長兼専門館事業 ・通信販売事業管掌 同取締役専務執行役員百貨店事業 本部長兼専門館事業・通信販売事 業管掌 同代表取締役専務執行役員百貨店 事業本部長兼専門館事業・通信販 売事業管掌 同代表取締役会長(現任) 当社取締役(現任)	注3	9	平成20年 4月1日

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	就任年月日
取締役専務執行役員	経営戦略本部長	高田 信哉	昭和27年 1月8日生	昭和50年4月 平成7年2月 平成14年6月 平成17年6月 平成18年2月 平成19年4月 平成19年6月 平成20年3月 平成20年4月 株式会社伊勢丹入社 同営業本部営業政策部営業政策担当付部長 同執行役員経営企画部総合企画担当長 同常務執行役員経営企画部長兼経理部担当 同常務執行役員経営企画部長・経営企画部総合企画担当長兼経理部担当 同専務執行役員経営企画部長兼経理部担当 同取締役専務執行役員経営企画部長兼経理部担当 同取締役専務執行役員総合企画部・経理部・関連事業部担当（現任） 当社取締役専務執行役員経営戦略本部長（現任）	注3	22	平成20年 4月1日
取締役常務執行役員	管理本部長	赤松 憲	昭和27年 9月5日生	昭和50年6月 平成15年2月 平成17年6月 平成18年2月 平成19年2月 平成19年5月 平成20年4月 株式会社三越入社 同業務部システム統括担当ゼネラルマネジャー 同業務部長 同執行役員業務部長 同執行役員グループ業務部長 同取締役上席執行役員グループ業務部長 同取締役（現任） 当社取締役常務執行役員管理本部長（現任）	注3	8	平成20年 4月1日
取締役		畔柳 信雄	昭和16年 12月18日生	昭和40年4月 平成4年6月 平成8年4月 平成8年6月 平成13年6月 平成14年6月 平成15年6月 平成16年6月 平成17年10月 平成18年1月 平成20年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 同取締役 株式会社東京三菱銀行（現三菱東京UFJ銀行）取締役 同常務取締役 同常務執行役員 同副頭取 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（現株式会社三菱東京UFJフィナンシャル・グループ）取締役 同取締役社長 株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）頭取 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役社長（現任） 株式会社三菱東京UFJ銀行頭取 同取締役会長（現任） 当社取締役（現任）	注3	-	平成20年 4月1日
取締役		宮村 眞平	昭和9年 8月3日生	昭和33年4月 昭和62年6月 平成元年6月 平成3年6月 平成4年4月 平成5年6月 平成13年4月 平成14年6月 平成15年6月 平成19年6月 平成20年4月 三井金属鉱業株式会社入社 同取締役 同常務取締役 同代表取締役専務取締役 同代表取締役副社長 同代表取締役社長 パウダーテック株式会社取締役会長（現任） 三井金属鉱業株式会社代表取締役社長兼最高業務執行責任者 パンパシフィック・銅管株式会社取締役（現任） 三井金属鉱業株式会社代表取締役会長兼CEO（最高経営責任者） 同取締役相談役（現任） 当社取締役（現任）	注3	-	平成20年 4月1日

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)	就任年月日
取締役		池田守男	昭和11年12月25日生	昭和36年4月 平成2年6月 平成7年6月 平成9年6月 平成12年6月 平成13年6月 平成17年6月  平成18年6月  平成20年4月 株式会社資生堂入社 同取締役 同常務取締役 同代表専務取締役 同代表取締役副社長 同代表取締役執行役員社長 同取締役会長 株式会社小松製作所取締役(現任) 株式会社資生堂相談役(現任) 東京メトロポリタンテレビジョン株式会社取締役(現任) 当社取締役(現任)	注3	-	平成20年4月1日
常勤監査役		二瓶郁夫	昭和21年5月23日生	昭和45年4月 平成元年2月 平成11年6月 平成13年6月 平成14年6月  平成17年6月 平成20年4月  平成20年5月 株式会社伊勢丹入社 同経理部財務担当部長 同取締役経理部長 同執行役員経理部長 同取締役常務執行役員経営企画部長兼経理部担当 同常勤監査役 同監査役 当社常勤監査役(現任) 株式会社三越監査役(現任)	注4	31	平成20年4月1日
常勤監査役		阿部健一	昭和21年6月22日生	昭和45年5月 平成12年2月 平成12年5月 平成13年5月 平成14年9月 平成15年9月 平成16年5月 平成20年4月  平成20年6月 株式会社三越入社 同経営推進室経理部長 同執行役員経営推進室経理部長 同取締役経営推進室経理部長 同取締役経理部長 同取締役上席執行役員経理部長 同常勤監査役 同監査役 当社常勤監査役(現任) 株式会社伊勢丹監査役(現任)	注4	10	平成20年4月1日
監査役		北山禎介	昭和21年10月26日生	昭和44年4月  平成9年6月  平成13年4月  平成15年6月 平成16年6月  平成17年6月  平成18年5月 平成18年10月  平成20年4月 株式会社三井銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 株式会社さくら銀行(現株式会社三井住友銀行)取締役 株式会社三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員 同専務取締役兼専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役副社長 同取締役社長(現任) 株式会社三井住友銀行取締役会長(現任) 株式会社三越取締役 富士フィルムホールディングス株式会社取締役(現任) 当社監査役(現任)	注4	0	平成20年4月1日
監査役		飯島澄雄	昭和16年5月6日生	昭和41年4月  昭和52年12月 昭和63年4月 平成3年1月 平成6年6月 平成16年9月 平成18年6月 平成19年6月 平成20年4月 第二東京弁護士会登録 アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所入所 株式会社TKC監査役(現任) 司法研修所民事弁護教官 東京虎ノ門法律事務所開設(現任) 北川工業株式会社監査役(現任) 中央大学法科大学院講師(現任) 株式会社商船三井監査役(現任) 株式会社伊勢丹監査役(現任) 当社監査役(現任)	注4	-	平成20年4月1日

(注) 1. 畔柳信雄氏、宮村眞平氏、池田守男氏は、会社法第2条第15号に定める「社外取締役」であります。

2. 北山禎介氏と飯島澄雄氏は、会社法第2条第16号に定める「社外監査役」であります。

3. 取締役の任期は、平成20年4月1日である当社の設立日より、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4. 監査役の任期は、平成20年4月1日である当社の設立日より、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）の四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間末  
(平成20年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	48,914
受取手形及び売掛金	130,551
有価証券	673
商品	74,673
製品	1,061
原材料	516
仕掛品	164
その他	59,672
貸倒引当金	2,757
流動資産合計	313,469
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物(純額)	199,916
土地	567,257
その他(純額)	25,261
有形固定資産合計	792,434
無形固定資産	
のれん	296
その他	74,064
無形固定資産合計	74,360
投資その他の資産	
投資有価証券	104,145
その他	142,215
貸倒引当金	2,045
投資その他の資産合計	244,315
固定資産合計	1,111,111
資産合計	1,424,580

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間末  
(平成20年12月31日)

負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	143,088
短期借入金	204,526
未払法人税等	2,753
引当金	16,514
その他	201,370
流動負債合計	568,253
固定負債	
長期借入金	18,100
繰延税金負債	194,987
退職給付引当金	64,400
引当金	472
負ののれん	56,246
その他	11,598
固定負債合計	345,804
負債合計	914,057
純資産の部	
株主資本	
資本金	50,006
資本剰余金	319,119
利益剰余金	129,546
自己株式	70
株主資本合計	498,601
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	617
繰延ヘッジ損益	94
為替換算調整勘定	2,987
評価・換算差額等合計	3,700
新株予約権	745
少数株主持分	14,876
純資産合計	510,522
負債純資産合計	1,424,580

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	1,101,692
売上原価	794,477
売上総利益	307,214
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 287,208
営業利益	20,005
営業外収益	
受取利息	667
受取配当金	856
負ののれん償却額	9,926
持分法による投資利益	3,924
その他	3,145
営業外収益合計	18,519
営業外費用	
支払利息	2,367
固定資産除却損	1,531
その他	3,564
営業外費用合計	7,462
経常利益	31,062
特別利益	
固定資産売却益	1,056
投資有価証券売却益	260
特別利益合計	1,317
特別損失	
たな卸資産評価損	1,494
固定資産処分損	373
投資有価証券評価損	6,381
関係会社整理損	<sup>2</sup> 1,462
構造改革損失	<sup>3</sup> 2,362
特別損失合計	12,074
税金等調整前四半期純利益	20,304
法人税、住民税及び事業税	3,552
法人税等合計	3,552
少数株主利益	999
四半期純利益	15,752

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	396,255
売上原価	286,699
売上総利益	109,556
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 100,772
営業利益	8,784
営業外収益	
受取利息	209
受取配当金	154
負ののれん償却額	3,308
持分法による投資利益	627
その他	779
営業外収益合計	5,080
営業外費用	
支払利息	798
固定資産除却損	287
その他	952
営業外費用合計	2,038
経常利益	11,826
特別利益	
固定資産売却益	1,056
投資有価証券売却益	205
特別利益合計	1,262
特別損失	
固定資産処分損	1
投資有価証券評価損	5,347
関係会社整理損	<sup>2</sup> 39
構造改革損失	<sup>3</sup> 1,850
特別損失合計	7,158
税金等調整前四半期純利益	5,929
法人税、住民税及び事業税	1,873
法人税等合計	1,873
少数株主利益	501
四半期純利益	3,554

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純利益	20,304
減価償却費	18,709
負ののれん償却額	9,926
貸倒引当金の増減額(は減少)	709
退職給付引当金の増減額(は減少)	290
受取利息及び受取配当金	1,523
支払利息	2,367
持分法による投資損益(は益)	3,924
投資有価証券売却損益(は益)	260
固定資産処分損益(は益)	373
投資有価証券評価損益(は益)	6,381
関係会社整理損	1,462
構造改革損失	2,362
売上債権の増減額(は増加)	12,237
たな卸資産の増減額(は増加)	5,130
仕入債務の増減額(は減少)	25,242
未払費用の増減額(は減少)	17
その他	9,153
小計	34,065
利息及び配当金の受取額	3,457
利息の支払額	1,990
法人税等の支払額	7,521
営業活動によるキャッシュ・フロー	28,010
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
定期預金の預入による支出	6,139
有形固定資産の取得による支出	23,660
有形固定資産の売却による収入	5,838
無形固定資産の取得による支出	4,094
投資有価証券の取得による支出	6,070
敷金及び保証金の回収による収入	8,254
その他	37
投資活動によるキャッシュ・フロー	25,909
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増減額(は減少)	45,037
長期借入金の返済による支出	27,003
社債の償還による支出	10,000
コマーシャル・ペーパーの増減額(は減少)	4,000
配当金の支払額	2,003
その他	193
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,837
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,321
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,616
現金及び現金同等物の期首残高	27,208
株式移転による現金及び現金同等物の増加額	13,244
現金及び現金同等物の四半期末残高	43,069

**【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】**

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年12月31日）

該当事項はありません。

**【簡便な会計処理】**

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1	棚卸資産の評価方法 当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、第2四半期連結会計期間末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。
2	固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

**【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】**

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
	税金費用の計算 当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

## 【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	318,089百万円
2 偶発債務	
(1) 保証債務等	
従業員住宅ローン保証	2,296百万円
関係会社銀行借入金等保証	
ドイツ三越GmbH	16百万円
関係会社銀行借入金等保証	
予約	
株式会社レオテックス	99百万円
英国三越LTD.	166百万円
	<u>266百万円</u>
保証債務等合計	2,579百万円
(2) その他の偶発債務	
<p>当社並びに株式会社三越（当社の完全子会社）は平成20年9月25日開催取締役会において、企業の収益力をさらに高めるために構造改革の一環として、三越の池袋店、鹿児島店、武蔵村山店、名取店、小型売店2店（鎌倉、盛岡）を営業終了することを決議いたしました。当該決議に伴い、当第3四半期連結累計期間において、構造改革損失として512百万円を計上しております。当連結会計年度末までに退職特例措置及び営業終了に関連する損失等が発生する可能性があります。損失金額を現時点で見積る事は困難であるため、引当金等の計上は行っておりません。今後合理的に見積可能となった時点で費用計上いたします。</p>	

## (四半期連結損益計算書関係)

## 第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給料手当	73,057百万円
引当金繰入額	1,838百万円
2 関係会社整理損は、為替の影響により減少しております。	
3 構造改革損失の内訳	
営業終了店舗の減損損失	512百万円
システム及びカード機能統合費用	1,850百万円
合計	2,362百万円

## 第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給料手当	24,296百万円
引当金繰入額	552百万円
2 関係会社整理損は、為替の影響により減少しております。	
3 構造改革損失の内訳	
システム及びカード機能統合費用	1,850百万円

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	48,914百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	5,939百万円
有価証券	94百万円
現金及び現金同等物	43,069百万円

## (株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	387,859,022

## 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	65,149

## 3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社			745
合計			745

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

当社は平成20年4月1日に株式移転により設立された共同持株会社であるため、配当金の支払額は下記の完全子会社の定時株主総会において決議された金額です。

株式会社 伊勢丹

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,983	9.0	平成20年3 月31日	平成20年6月23日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

## 5 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は平成20年4月1日に株式会社三越と株式会社伊勢丹が経営統合し両社を完全子会社とする共同持株会社として設立されました。この結果、当第3四半期連結会計期間末において資本金は50,006百万円、資本剰余金は319,119百万円、利益剰余金は129,546百万円となっております。なお、発行済株式数は387,859千株となっております。

## (リース取引関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)	
・未経過リース料四半期期末残高相当額	
1年内	3,259百万円
1年超	3,575百万円
合計	6,834百万円

## (企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

## (共通支配下の取引等)

1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業  
の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

## (1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

株式会社伊勢丹(以下「伊勢丹」)

株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズ(以下「IMS」)と株式会社ジェイアール西  
日本伊勢丹(以下「WJRI」)に係る子会社等の経営管理及び営業支援業務

## (2) 企業結合の法的形式

当社の子会社である株式会社伊勢丹を分割会社、当社を承継会社とする吸収分割(以下「本会  
社分割」)であります。

## (3) 結合後企業の名称

株式会社三越伊勢丹ホールディングス

## (4) 取引の目的を含む取引の概要

当社グループでは、平成22年春のシステム統合をスピーディーかつ確実にを行うための体制作り  
を目的としたシステム子会社再編プロセスを進めております。現在までに、伊勢丹及び株式会社三  
越(以下「三越」)の情報システム関連事業・資産のIMSへの集約が完了しております。今般、そ  
の最終段階として、IMSに係る子会社等の経営管理及び営業支援業務を当社が伊勢丹から承継し、  
IMSを当社の直接子会社としました。なお、IMSの発行済株式のうち、三越が保有していた18.4%につ  
きましても、別途当社が三越から時価で取得し、本会社分割と併せ、IMSを当社の100%子会社といた  
しました。

また、当社グループでは、西日本旅客鉄道株式会社(以下「JR西日本」)の連結子会社で、伊勢  
丹の持分法適用関連会社であるWJRIにて、ジェイアール大阪三越伊勢丹(仮称)を運営するこ  
とを予定しております。当該事業は当社グループ全体としての重要プロジェクトであることから、本  
会社分割により、WJRIに係る子会社等の経営管理及び営業支援業務についても当社が伊勢丹から  
承継し、当社がWJRIの直接の株主となることといたしました。この体制の下、当社グループとJR西  
日本の経営資源の最適ミックスを行い、よりスピード感を持って、関西地区のお客様にご満足いた  
だける百貨店作りを推進するための体制を構築してまいります。なお、本会社分割に先立ち、伊勢  
丹がWJRIによる60億円の第三者割当て増資を引受け、WJRIに対する出資比率を現在の33.3%から  
40%に引き上げております。したがって、本会社分割後は、当社がWJRI株式の40%を保有するこ  
とになります。

## 2. 実施した会計処理の概要

当該会社分割は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

## (セグメント情報)

## 【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	百貨店業 (百万円)	クレジット ・金融業 (百万円)	小売・専門 店業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する 売上高	368,282	2,727	14,280	10,965	396,255	-	396,255
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	244	1,529	2,772	31,600	36,147	(36,147)	-
計	368,526	4,257	17,052	42,565	432,402	(36,147)	396,255
営業利益又は営業損失 ( )	8,506	103	24	515	9,101	(317)	8,784

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

## 2 各事業区分の主要な内容

- (1) 百貨店業.....衣料品、身廻品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売
- (2) クレジット・金融業.....クレジットカード、貸金、損害保険代理、生命保険募集代理
- (3) 小売・専門店業.....婦人服、食料品、衣料雑貨、家庭用品等の販売
- (4) その他事業.....不動産管理業、製造・輸出入等・卸売業、物流業、総合人材サービス業、情報処理サービス業等

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	百貨店業 (百万円)	クレジット ・金融業 (百万円)	小売・専門 店業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する 売上高	1,023,445	7,407	41,003	29,835	1,101,692	-	1,101,692
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	532	4,184	7,677	86,953	99,348	(99,348)	-
計	1,023,978	11,592	48,680	116,789	1,201,040	(99,348)	1,101,692
営業利益又は営業損失 ( )	18,660	1,320	174	1,295	21,100	(1,095)	20,005

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

## 2 各事業区分の主要な内容

- (1) 百貨店業.....衣料品、身廻品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売
- (2) クレジット・金融業.....クレジットカード、貸金、損害保険代理、生命保険募集代理
- (3) 小売・専門店業.....婦人服、食料品、衣料雑貨、家庭用品等の販売
- (4) その他事業.....不動産管理業、製造・輸出入等・卸売業、物流業、総合人材サービス業、情報処理サービス業等

**【所在地別セグメント情報】**

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年12月31日）

全セグメントの売上高の合計額に占める「本邦」の割合が、90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

**【海外売上高】**

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年12月31日）

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

## 1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	
1株当たり純資産額	1,276.20円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	510,522
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	15,621
(うち新株予約権)(百万円)	(745)
(うち少数株主持分)(百万円)	(14,876)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	494,901
期末の普通株式の数(千株)	387,793

## 2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 40.62円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 40.61円	1株当たり四半期純利益金額 9.17円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 9.16円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	15,752	3,554
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	15,752	3,554
普通株式の期中平均株式数(千株)	387,798	387,790
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	110	89
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

## (重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

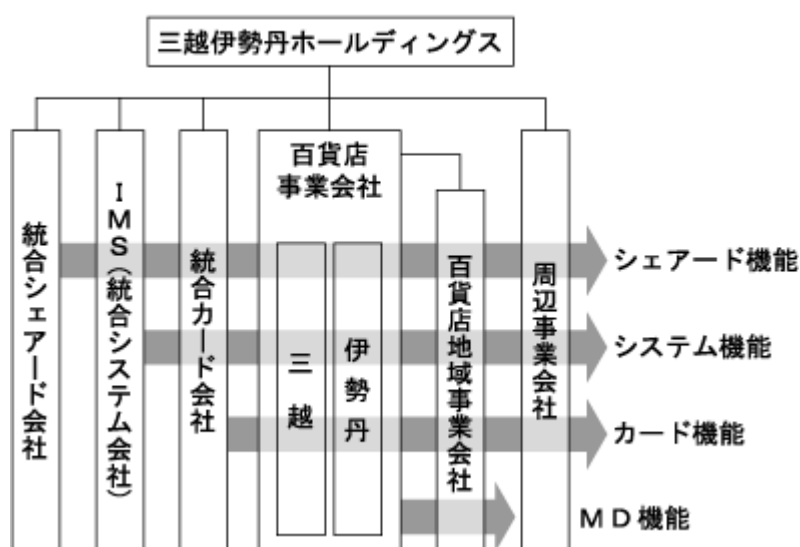
当社は、平成21年1月27日開催の取締役会において、当社グループ内の組織再編の一環として、平成21年4月1日を期して、当社の100%子会社である株式会社三越(以下「三越」)及び株式会社伊勢丹(以下「伊勢丹」)から、それぞれのカード・保険子会社、友の会子会社、物流子会社及び人材サービス子会社に係る経営管理及び営業支援業務(以下「本件事業」)を、当社に承継させる会社分割(以下「本会社分割」)を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

また、三越及び伊勢丹の物流子会社及び人材サービス子会社は、本会社分割による直接子会社化と同時にそれぞれ合併することを決定しております。

## ．組織再編の目的について

平成20年11月13日付「三越伊勢丹グループ3ヶ年計画(2009-2011年度)について」に記載のとおり、当社グループでは、事業・機能の選択と集中により、経営資源をグループ全体で再配分・最大限活用することで、お客さま満足の向上、生産性の向上を図るべく、2011年度には右図のようなグループ体制を構築することを目指しております。

## 2011年度 グループ体制(イメージ)



その一環として、システム事業につきましては、三越及び伊勢丹のシステム子会社を統合し、株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズとした上で、平成20年10月1日に当社の直接子会社としております。

今般、システム事業に続き、カード・保険、友の会、物流、人材サービスの各事業につきましても、各事業に係る子会社の経営管理及び営業支援業務を当社が承継し、当該各子会社を当社の直接子会社とすることといたしました。

この体制の下、カード・保険子会社(株式会社伊勢丹アイカード及び株式会社三越保険サービス)につきましては、2010年春を予定しておりますカード事業に関するインフラ一元化に向けた対応を進めるとともに、お客さまへの提供価値の拡充を図り、お客さま一人ひとりにとっての「マイファーストカード」を目指し、グループ第二の収益の柱へと育成してまいります。

友の会子会社(株式会社三越友の会及び株式会社イセタンクローバーサークル)につきましては、友の会事業の一元化の検討などを通じてお客様の利便性の向上及び業務の効率化を図ってまいります。

また、物流子会社(株式会社エム・ロジスティクス・ソリューションズ及び株式会社伊勢丹ビジネスサポート)、及び人材サービス子会社(株式会社プロネット及び株式会社伊勢丹キャリアデザイン)につきましては、直接子会社化と同時にそれぞれ合併を行い、機能の整理・集約を進めることで、統合シェアード会社として業務品質向上を図りながらコスト削減を図ってまいります。

## ．会社分割について

## 1. 会社分割の要旨

(1)吸収分割の効力発生日 平成21年4月1日(水)(予定)

(2)分割方式

三越及び伊勢丹を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割です。

(3)承継により増加する資本金等

該当事項はありません。

(4)分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

三越及び伊勢丹は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

(5)承継会社が承継する権利義務

当社は、吸収分割契約の定めにしたがって、効力発生日において三越が本件事業に関して有する関係会社株式及び伊勢丹が本件事業に関して有する関係会社株式を承継します。

## 2. 承継する事業部門の概要

(1)承継する部門の事業内容

三越及び伊勢丹のカード・保険子会社、友の会子会社、物流子会社及び人材サービス子会社に係る経営管理及び営業支援業務

(2)承継する資産、負債の項目及び金額

(平成21年4月1日見込み)

資産(三越から当社が承継するもの)	
項目	帳簿価額
関係会社株式	275百万円
合計	275百万円

資産(伊勢丹から当社が承継するもの)	
項目	帳簿価額
関係会社株式	1,326百万円
合計	1,326百万円

関係会社株式の内容
次に掲げる関係会社の株式 ・株式会社三越保険サービス ・株式会社三越友の会 ・株式会社エム・ロジスティクス・ソリューションズ ・株式会社プロネット

関係会社株式の内容
次に掲げる関係会社の株式 ・株式会社伊勢丹アイカード ・株式会社イセタンクローバーサークル ・株式会社伊勢丹ビジネスサポート ・株式会社伊勢丹キャリアデザイン

## 合併について

### 1. 物流子会社(株式会社エム・ロジスティクス・ソリューションズと株式会社伊勢丹ビジネスサポート)の合併

(1)合併の効力発生日 平成21年4月1日(水)(予定)

(2)合併方式

株式会社エム・ロジスティクス・ソリューションズを存続会社とする吸収合併方式で、株式会社伊勢丹ビジネスサポートは解散いたします。

(3)合併に係る割当ての内容

当社の完全子会社同士の合併であるため、合併比率の取り決めはありません。

また、合併による新株発行及び資本金の増加もありません。

(4)消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

株式会社伊勢丹ビジネスサポートは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

### 2. 人材サービス子会社(株式会社伊勢丹キャリアデザインと株式会社プロネット)の合併

(1)合併の効力発生日 平成21年4月1日(水)(予定)

(2)合併方式

株式会社伊勢丹キャリアデザインを存続会社とする吸収合併方式で、株式会社プロネットは解散いたします。

(3)合併に係る割当ての内容

当社の完全子会社同士の合併であるため、合併比率の取り決めはありません。

また、合併による新株発行及び資本金の増加もありません。

(4)消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

株式会社プロネットは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月13日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 長 坂 隆
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 関 口 弘 和
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 永 澤 宏 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 阪 中 修

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。